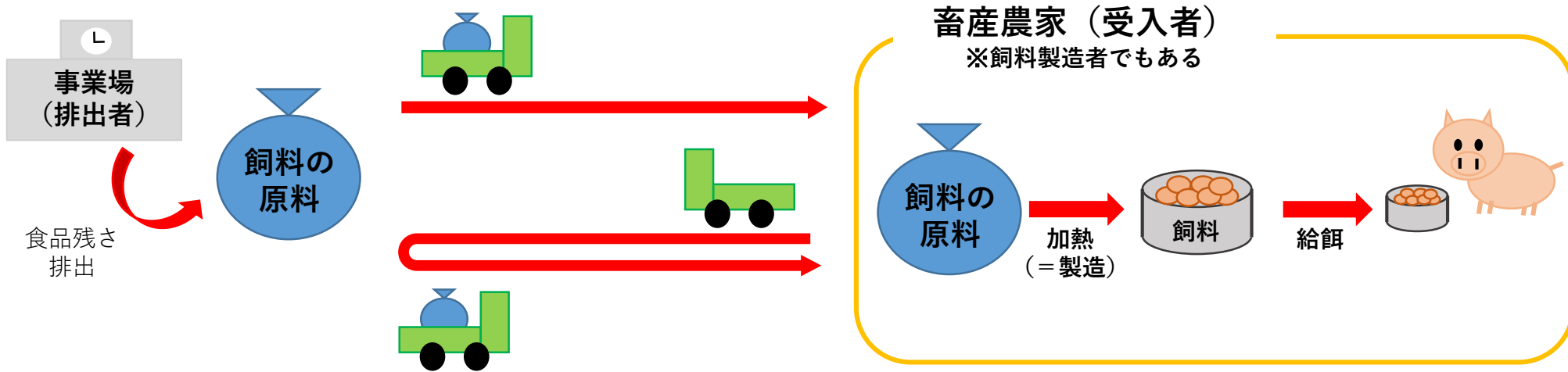


# ○事業場が、“飼料の材料・原料”として食品残さを排出する場合 →飼料安全法による対応（家保の管轄）



## 排出者がしなければならないこと

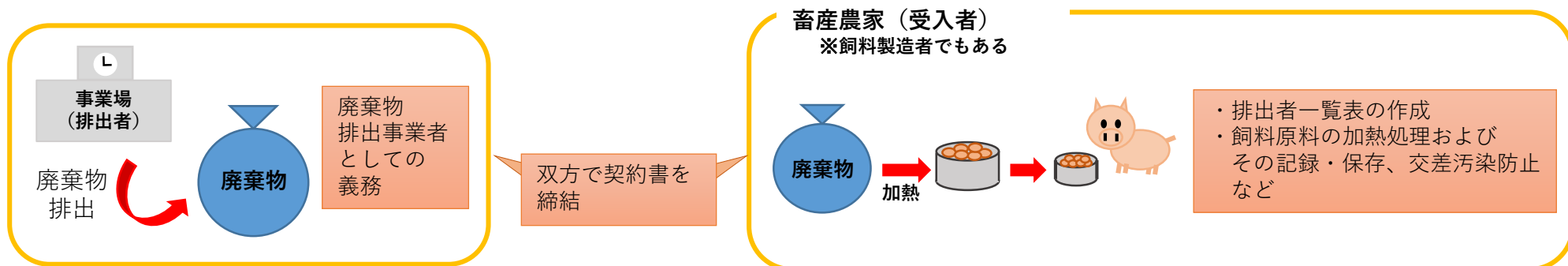
- ・飼料販売業者or製造業者として届出提出  
(・適合状況を自己確認し、国へ届出提出)

双方で契約書を締結

## 受入者がしなければならないこと

- ・排出者一覧表の作成
- ・飼料原料の加熱処理およびその記録・保存、交差汚染防止など

# ○事業場が、“廃棄物”として食品残さを排出する場合 →廃棄物処理法による対応（保健所の管轄）



- ・排出者一覧表の作成
- ・飼料原料の加熱処理およびその記録・保存、交差汚染防止など

# あなたの出した食品ゴミ、 豚やイノシシのエサになっていませんか？



排出者



飲食店



スーパー、売店



ホテル

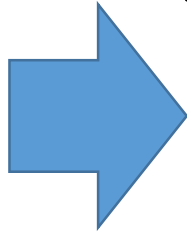


一般家庭

など



食品ゴミ：残飯、余った食材  
総菜パン、弁当など



加熱不十分な食品ゴミは、  
重大な豚の伝染病（豚熱、  
アフリカ豚熱）の原因になり  
ます。万が一発生した場合  
には農場で殺処分等が行  
われます。

食品ゴミが豚やイノシシに与えられる場合、排出者にも守るべき義務があります。  
違反した場合、最大30万円の罰金を科せられる可能性があります。  
詳しくは、恩納村役場村民課もしくは農林水産課までお問い合わせ下さい。